

EU離脱協定案について①

これまでの動きと今後の日程

- ◆ 2017年3月29日: 欧州連合条約第50条に基づく離脱通知の発出
- ◆ 2017年6月19日: 離脱交渉開始
- ◆ 2018年11月14日: メイ内閣, 「離脱協定案」, 「将来関係枠組みに関する政治宣言(概要)」を了承。同日, 欧州委員会は, 離脱交渉で「**決定的な進展**」があったとの書簡を欧州理事会に提出。
- ◆ 2018年11月25日: 臨時欧州理事会(予定)
- ◆ 日程未定: 議会承認手続
- ◆ 2019年3月29日23時(英国時間): 離脱協定発効・移行期間開始
- ◆ 2020年12月31日: 移行期間終了 (※移行期間の延長も可)

離脱協定の構成

前文

第1部: 共通規定【第1条—第8条】

第2部: 市民の権利【第9条—第39条】

権利及び義務(居住に関する権利及び居住書類, 労働者及び自営業者の権利, 専門資格)／社会保障制度

第3部: 離脱規定【第40条—第125条】

市場に流通している物品／税関手続／VAT及び物品税／知的財産／警察・刑事司法共助／民事・商事司法共助／データ・情報／公共調達等／ユーラトム／司法・行政手続／行政協力／特権免除／EU機関の機能に関するその他の点

第4部: 移行期間【第126条—第132条】

第5部: 財政規定【第133条—第157条】

EU予算への英国の貢献及び参加／欧州中央銀行／欧州投資銀行／欧州開発基金／信託基金及びトルコにおける難民に関するファシリティー／欧州理事会の機関及び共通安全保障・防衛政策に関する活動

第6部: 制度及び最終規定【第158条—第185条】

解釈・適用の一貫性／制度規定／紛争解決／最終規定

議定書

- ・アイルランド及び北アイルランドに関する議定書
- ・キプロスにおける英主権基地領域に関する議定書
- ・ジブラルタルに関する議定書

附属書I～IX

EU離脱協定案について②

主な項目

◆ 移行期間

- 2020年12月31日までの移行期間を設ける。
- 移行期間中はEU法が英国に適用され、英国はEUが締結した国際約束における義務に拘束される。
- 合同委員会は、2020年7月1日までに、1回に限り、20XX年12月31日までの移行期間延長を決定できる。

◆ 市民の権利

- 移行期間終了までに英国に居住を開始したEU市民及びEU各国に居住を開始した英国国民は、移行期間終了後も居住・就労・勉学を継続できる。
- 受入国は、当該居住者に対し、これらの権利を付与する新たな居住資格への申請を求めることができる。

◆ 離脱に関する事項

- 移行期間終了までに英EUの市場に適法に流通している物品は、最終消費者の手に渡るまで、両市場を自由に流通することができる。
- 移行期間終了までに移動が開始された物品の移動に対する関税、VAT及び物品税については、EU規則に従う。

アイルランド及び北アイルランドに関する議定書

- ◆ 英国は、将来関係成立への進捗状況を考慮して、移行期間延長の要求も可(合同委員会が決定)。
- ◆ 移行期間終了までに、将来関係において、南北アイルランドの物理的国境を避ける長期的措置が成立していない場合、英国全体に暫定的なEUとの「単一関税領域」を設定(いわゆる「バックストップ」)。北アイルランドは、EUの単一市場とより密接な規則・規制下に置かれる。
 - 原則、英国とEU間で、関税、割当て、原産地規則のチェックはない。
 - 英国とEUの公平な競争の場(level playing field)を確保する。
 - 北アイルランドはEUの単一市場に関係する規制との整合を継続する。
 - 欧州連合関税法典(Union's Customs Code)が北アイルランドに引き続き適用される。
- ◆ 合同委員会は、議定書の全部又は一部の適用の終了について、検討し、決定する。

英EU間の将来関係の枠組みに関する政治宣言(概要)

第1部:協力の基礎

共通の価値／高水準な個人情報保護へのコミットメント／英国によるEUのプログラムへの参加条件／共通の利益に係る対話及び交流

第2部:経済パートナーシップ

物品／サービス・投資／金融サービス／デジタル／知的財産・公共調達／モビリティ／運輸／エネルギー／漁業機会／国際協力／対等な競争条件

第3部:安全保障パートナーシップ

刑事分野における法執行及び司法協力／外交・安全保障及び防衛

第4部:制度的アレンジメント

構造／ガバナンス

第5部:今後のプロセス

主な項目

◆ 経済パートナーシップ

- 物品: 自由貿易地域を創設する包括的な取決め。単一関税領域に基づく野心的な関税取決めにより、全ての物品分野について、関税、手数料、数量制限なし。
- サービス及び投資: 野心的、包括的かつバランスのとれた取決め。サービス貿易に関し、WTOの約束をはるかに上回り、GATS第5条に則した自由化レベルを実現。市場アクセス及び内国民待遇に関する規定。専門資格に関する適当な取決め。資本及び支払金の自由な移動を可能にする規定。
- 金融サービス: 英国のEU離脱後、英EU双方において、可及的速やかに同等性評価を開始。2020年6月までに結論を出すよう努力。
- デジタル: 電子商取引、データの越境流通、オープンかつ安全なオンライン環境の構築の促進のための規定。
- モビリティ: 商用目的での自然人の一時的入国及び滞在に関する取決め、短期訪問者の査証免除等。
- 運輸: 包括的な航空輸送協定。旅客及び貨物輸送事業者に対する同等の市場アクセス。
- 対等な競争条件: 補助金、競争、社会及び雇用に関する基準、環境基準、気候変動及び関連税制等。

◆ 今後のプロセス

- 2020年末までの将来関係発効に向け、離脱協定発効後可及的速やかに公式な交渉プロセス開始。

離脱協定及び政治宣言の英議会における審議手続

◆ 離脱協定は、次の条件を満たすことで批准が可能になる。

- ① 妥結された離脱協定草案及び将来関係の枠組みが政府提出の動議に基づく **下院決議によって承認** されること
- ② 離脱協定の **実施のための規定を含む議会制定法が成立** すること

承認決議

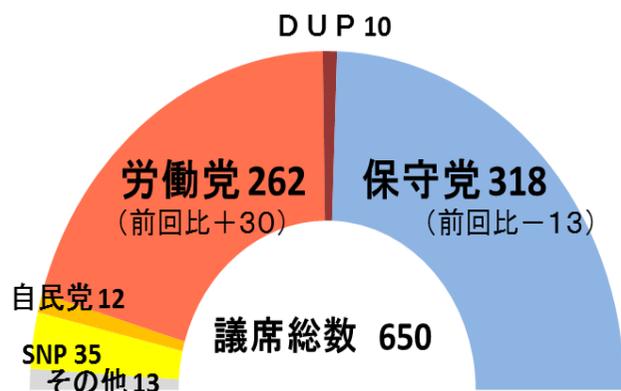
可決

実施法案

成立

批准可

11月25日臨時欧州理事会の後、議会提出
⇒ 承認手続へ



保守党はDUPの協力により野党側を
13議席上回る。(2017年総選挙後)

- 12月まで承認決議の審議が続く可能性
- 承認決議可決後、離脱協定実施のための国内法案の審議へ

下院総選挙に関する手続

次期総選挙は2022年5月に予定。

次の場合のみ、繰上げ総選挙が実施される。

- ① 特別多数による議決の場合
 - 下院定数(含む欠員)の **3分の2以上** で可決
- ② 不信任決議による場合
 - 下院が、**不信任決議案を可決**し、かつ
 - その後、下院が **14日以内** に信任決議案を可決しない

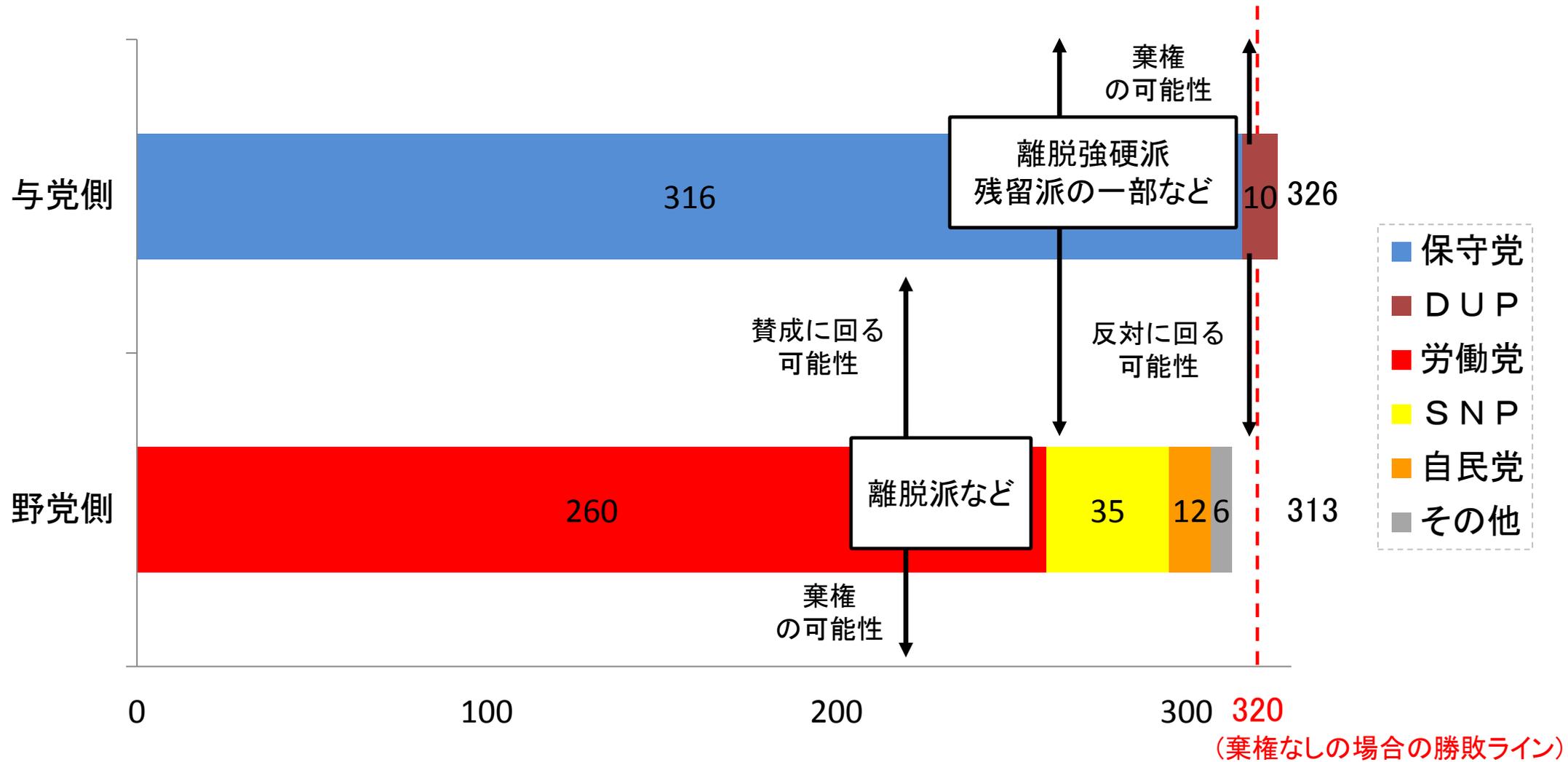
保守党内の党首不信任手続

- ◆ 党下院議員の **15% (48名)** の要求で手続開始
- ◆ 党所属下院議員の秘密投票 (過半数で可決)
- ◆ **不信任が否決された場合、1年間** は不信任投票が行われない。

国民投票

国民投票実施には、別途個別法の制定が必要。

【参考資料】議会下院の構成イメージ



【注意】

- 各会派の議員数は2017年総選挙直後が基準。
- 採決に参加しない議長（保守党1名）・副議長（保守党1名、労働党2名）は含まれていない。
- シン・フェイン党（7名）は登院しないため含まれていない。